

○経済産業省告示第九十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月八日から施行する。

平成二十三年四月八日

経済産業大臣 海江田 万里

附則中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。